

平成23年 5月 5日
東京電力株式会社

当社福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える
被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定に関する
経済産業省原子力安全・保安院への報告の一部誤りについて

当社は、4月27日と5月1日に公表した「福島第一原子力発電所における当社職員の被ばく線量限度の超過について」に対する原因と対策を、原子力安全・保安院へ5月2日に報告いたしましたが、報告の内容に一部誤りがございましたので、お詫びして訂正させていただきます。

< 経緯 >

5月3日に福島県労働局より免震重要棟で従事した女性職員の作業内容について問い合わせがあったことから、詳細な確認作業を行ったところ、経済産業省原子力安全・保安院に報告した内容に誤りのあることが判明しました。

< 内容 >

女性職員の人数（合計19名）を集計するにあたり、思いこみにより誤って、免震重要棟で従事した者として集計していたが実際には免震重要棟で従事しなかった者が1名（放射線業務従事者）おりました。また、免震重要棟で従事しなかった者として集計していたが実際には免震重要棟で従事した者（非放射線業務従事者）が1名おりました。

その他の者については、本人に直接確認するか、直接確認できない場合には直属の上司に確認し、同様の誤りがないことを確認しました。

今後の対応について、経済産業省原子力安全・保安院と相談して参りたいと考えております。

以 上